



～18歳からの「君ならどうする？」～  
若年者のための消費生活サポート情報



第17号  
2022. 9. 26

# 電話勧誘による 契約トラブルにご注意！

## 事例

新生活を始めるにあたり、地元の電力会社と契約するつもりだったが、2日前、別の業者から「地元の電力会社よりも良い」と電話勧誘を受け、そのまま電気の小売供給契約を交わしてしまった。その後、家族と相談し、解約したいが電話が混み合っていて繋がらず困っている。（10代 男性）



©KANAGAWA2013

## 一言アドバイス



北海道消費者  
教育PRキャラクター  
「ちえ子さん」

- 事業者からの電話勧誘を受けて契約をした場合は、特定商取引法に定める「電話勧誘販売」に該当します。
- 該当する場合は、契約書面を受け取ってから8日以内であればクーリング・オフが可能です。
- 電気の小売供給契約を勧誘されたら、すぐに契約せず、料金などを確認し、慎重に検討しましょう。
- 事業者の中には、消費者が断れないように執拗に勧誘するケースもあります。契約する意思がなければ、きっぱりと断りましょう。

- サポート情報のバックナンバーはこちらから  
～18歳から大人～若年消費者のための特設ページ  
URL : <https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/sak/youngindex.html>



困った時はひとりで悩まず相談しましょう！  
北海道立消費生活センター 受付時間 平日／午前9時～午後4時30分

相談専用電話 ☎ 050-7505-0999

消費者ホットライン※ ☎ 188（「嫌や！」泣き寝入り）

※全国共通の電話番号。お住まいの市町村など、近くの消費生活相談窓口をご案内します。

北海道消費者  
教育PRキャラクター  
「かしこしか」

